

石川県公報

平成 24 年 9 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 57 号)

目 次

規 則	
石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則 (税務課) 1	石川県核燃料税条例施行規則 (同) 1

規 則

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十八号

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則

石川県核燃料税条例(平成二十四年石川県条例第三十二号)の施行期日は、平成二十四年十月八日とする。

石川県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十九号

石川県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県核燃料税条例(平成二十四年石川県条例第三十二号、以下「条例」といふ。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第二条 条例第九条の申告書及び修正申告書の様式は、価額割にあつては別記様式第一号、出力割にあつては別記様
式第二号による。

(申告納付期限の延長申請等)

第三条 価額割の納税義務者は、条例第九条第一項の知事が指定する日の指定(以下「申告納付期限の指定」といふ。)を
受けよつとすることは、申告納付期限の指定を受けないこととした場合における申告納付の期限の十五日前まで
に、別記様式第三号による申告納付期限の延長申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、申告納付期限の指定をし、又はしないこととしたときは、別記様式
第四号による申告納付期限の指定等通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(更正等の決定の通知書の様式)

第四条 条例第十条の更正又は決定の通知書及び条例第十一条の過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額
の決定の通知書の様式は、価額割にあつては別記様式第五号、出力割にあつては別記様式第六号による。

(更正の請求書の様式)

第五条 地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)第二十条の九の三第一項又は第二項の規定による更正の請求
は、別記様式第七号による更正の請求書を提出して行つものとする。

(賦課徴収)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関する手続については、石川県税条例施行

規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の定めるところによる。この場合において、同規則第三条第一号中「地方消費税」とあるのは、「地方消費税及び核燃料税」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年十月八日から施行する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止)

- 2 石川県核燃料税条例施行規則(平成十九年石川県規則第四十七号)は、廃止する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 石川県核燃料税条例(平成十九年石川県条例第四十七号)附則第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第三項の規定による失効前の同条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定による廃止前の石川県核燃料税条例施行規則の規定は、同項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

核燃料税価額割 (修正) 申告書						
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 石川県知事 様	処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	
			通信日付印	確 認 印		
原子炉設置者の所在地						
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		⑨				
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		担当部課名 担当者 電話 ()				
区 分		課税標準額	税 率	税 額		
当初申告	申 告 額	千円	$\frac{8.5}{100}$	円		
	納 付 年 月 日	年 月 日				
修正申告	修 正 申 告 額	千円	$\frac{8.5}{100}$	円		
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額		$\frac{8.5}{100}$			
	差 引 増 差 額 (この申告により納付すべき税額)	/		-		
	増差税額納付年月日	年 月 日				
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書						
課税対象核燃料 (新規挿入分)				原子炉設置場所及び原子炉名		
挿入核燃料の体数 (単価別区分)	核燃料の単価	取得価額 (課税標準) ×	核燃料の重量合計	核 燃 料 の 装 荷 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	
体	円 / 体	円	kgU	使用前検査合格日 又は定期検査終了日	年 月 日	
				核 燃 料 の 挿 入 年 月 日	年 月 日	
				課 税 対 象 外 核 燃 料	再挿入分 体 数	体
					既挿入分 体 数	体
計	平均単価	総取得価額	総重量	+ +		体
体	円 / 体	円	kgU	核燃料の合計数		

備考 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

核燃料税出力割 (修正) 申告書						
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 石川県知事 様	処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	
			通 信 日 付 印		確 認 印	
原子炉設置者の所在地						
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名			④			
この申告の担当部課名及び担当者の氏名			担当部課名 担当者 電話 ()			
課 税 標 準 に 関 する 明 細 書						
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
区 分	熱出力	課税期間の月数	課税標準 (x / 3月)	税 率	税 額 x	
当初申告	申 告 額	千kW 月	千kW	34,900 円	円	
	納 付 年 月 日	年 月 日				
修正申告	修 正 申 告 額	千kW 月	千kW	34,900 円	円	
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額			34,900		
	差 引 増 差 額 (この申告により納付すべき税額)	/	/	/	-	
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日				
備 考						

- 備考 1 課税期間が同一の原子炉が複数ある場合、その合計額により記載し、その内訳を「熱出力・課税期間に関する明細書」に記載してください。
- 2 熱出力及び課税標準について、千kW未満の端数は切り捨ててください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

熱出力・課税期間に関する明細書				
発電用原子炉の名称	熱 出 力	修正熱出力	使用前検査年月日	運転終了年月日
	千kW	千kW	年 月 日	年 月 日
合 計				

注 熱出力については、石川県核燃料税条例第 6 条第 3 項に規定する熱出力を記載してください。また、熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

核燃料税価額割の申告納付期限の指定等通知書

		第 号
		年 月 日
納税義務者 所在地 名称		様
		石 川 県 知 事 印
年 月 日付けで申請のありました申告納付期限の延長について、次のとおり申告納付期限を指定したので、石川県核燃料税条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。 指定しないこととした		
原子炉設置場所 及び原子炉名		
使用前検査合格日 又は定期検査終了日	年 月 日	
指定した申告納付期限	年 月 日	
申告納付期限を指定しない理由		
備考 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に行 政不服審査法第 6 条の規定により知事に異議申立てをすることができます。		
2 処分の取消しの訴えは、上記異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに係る決 定の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者と なります。）提起することができます。ただし、 異議申立てがあつた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。		

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

更 正 核燃料税価額割 決 定 通知書 加算金決定			
納税義務者 所 在 地 名 称	様	第 号 年 月 日	印
石 川 県 知 事			
地方税法第276条、第278条又は第279条の規定により、次のとおり核燃料税価額割の課税標準額及び税額(加算金)の更正(決定)をしたので通知します。			
なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。			
原子炉設置場所 及び原子炉名		核 燃 料 の 挿 入 年 月 日	年 月 日
区 分	課税標準額	税 率	税 額
更 正 ・ 決 定 額	千円	8.5 100	円
既に納付の確定した額		8.5 100	
差 引 不 足 額		/	(-)
区 分	基礎となる税額	乗ずる率	加 算 金 額
過 少 申 告 加 算 金	円	100	円
不 申 告 加 算 金		100	
重 加 算 金		100	
指 定 納 期 限	年 月 日	納 付 す べ き 税 額 等 の 合 計 額	+ + + 円
申 告 書 提 出 期 限	年 月 日	申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日
納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関		
備考 1 この更正(決定)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。			
2 処分の取消しの訴えは、上記異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに係る決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、			
異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき			
は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。			
3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。			

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

更正 核燃料税出力割 決定 通知書 加算金決定					
納税義務者 所在地 名称					第 号 年 月 日
様					石 川 県 知 事 印
<p>地方税法第276条、第278条又は第279条の規定により、次のとおり核燃料税出力割の課税標準額及び税額(加算金)の更正(決定)をしたので通知します。</p> <p>なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。</p>					
更正・決定に係る課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
区 分	熱出力	課税期間 の月数	課税標準 (× / 3月)	税率	税額 (×)
更 正 ・ 決 定 額	千kW	月	千kW	34,900円	円
既に納付の確定した額				34,900	
差 引 不 足 額					(-)
区 分	基礎となる税額		乗ずる率	加 算 金 額	
過 少 申 告 加 算 金	円		100	円	
不 申 告 加 算 金			100		
重 加 算 金			100		
指定納期限	年 月 日	納 付 す べ き 税 額 等 の 合 計 額		+ + + 円	
申告書提出期限	年 月 日	申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関				
熱出力・課税期間に関する明細書					
発電用原子炉の名称	当初熱出力	更正熱出力	使用前検査年月日	運転終了年月日	
	千kW	千kW			
			年 月 日	年 月 日	
合 計					
<p>備考 1 この更正(決定)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、上記異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに係る決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。</p>					

